

布川事件・本日検察庁が不当な即時抗告申立！

9月21日に水戸地方裁判所土浦支部が下した請求人桜井昌司さん、杉山卓男さんに対する「再審開始決定」に対して、本日午後4時過ぎ、水戸地方検察庁は、不正にも東京高等裁判所に「即時抗告」を申し立てました。

これにより、「再審開始決定」の妥当性が東京高裁で争われることになり、38年ものえん罪人生は、さらに長引くこととなりました。

☆検察庁とは「即時抗告」をする資格がない！

重大事件では戦後8番目となる「再審開始決定」として、マスコミはこの事件を大々的に報道しました。毎日・茨城・朝日の各紙は、その社説で「自白偏重」の裁判が生むえん罪事件として取り上げました。また、昨日のTBSテレビの報道特集では、「隠す検察」「あばく弁護団」という対比で、検察庁の「証拠隠し」を厳しく批判しました。

「死体検案書」、「毛髪鑑定書」、別の人を見たという「目撃証言」、アリバイを裏付けるバーのママの証言など、検察庁は37年間も、自らに不利な証拠を隠し続け、それらの全てがふたりの無実につながるものでした。そして、今なお未開示の証拠が段ボール9箱にも及んでおり、提出を拒み続けているのです。

このような「証拠隠し」の検察庁には、即時抗告をする資格など、断じてありません。

☆事実と道理に背く「即時抗告」を取り下げよ

「守る会」では、再審開始決定後4度にわたり「即時抗告をせず、再審裁判に応じよ」との検察庁要請を行いました。22日、23日、26日と行った水戸駅頭での「座り込み宣伝行動」には、多くの市民から激励を受け、23日の行動には48名が参加し、なんと1日で1007名もの検察庁要請署名が集まりました。25日の竜ヶ崎市・利根町宣伝でも行く先々で激励されました。短期間に全国各地から215団体・2840名の署名が寄せられ、提出しました。

検察庁は、こうした市民の世論を無視し、事実と道理に目をふさいで、自ら非に非を重ねる暴挙に及んだことは許せません。守る会ではこの即時抗告の報告を受けて、直ちに検察庁への抗議行動を行い、即時抗告の取り下げを求めました。

☆「無実の者を無罪に」するまで頑張ります

検察庁が取り下げをしない限り、えん罪布川事件の舞台は東京高等裁判所に移ることになります。本日の記者会見で、桜井さん杉山さんのふたりは「えん罪がはれる日までたたかう」ことを表明しました。私たち守る会も、当事者、弁護団と力をあわせ、一日も早く再審が開始されて、「無実の者を無罪に」するために、一層奮闘する決意です。

みなさまの迅速な熱いご協力に心から感謝申し上げ、今後のたたかいへのより一層のご支援を重ねてお願い申し上げます。

[布川事件・茨城の会] 〒310-0062 水戸市大町3丁目1番24号 はばたきビル
電話 029-231-4555 Fax 029-232-0532

【発行】布川事件桜井昌司さん杉山卓男さんを守る会